

市第38号議案 地区センター等の指定管理者の指定の変更（関係部分）

本議案は、新型コロナウイルス感染症の完全な終息が見通せない中、令和3年3月31日に指定期間が終了する横浜市社会教育コーナーについて、令和2年度中の選定を見送り、現指定管理者による管理運営期間を令和4年3月31日までに変更するものです。

1 指定の期間の変更

指定の期間の終期について「平成33年（令和3年）3月31日まで」を「令和4年3月31日まで」に変更（指定期間を1年間延長）

2 指定の期間を変更する理由

- （1）感染拡大防止の観点から附属機関（指定管理者選定評価委員会等）の開催を見送る必要があったため。
- （2）指定管理者に応募する民間事業者等への配慮が必要であったため。
- （3）市民の皆様の安全・安心を守ることを最優先に、各区局の業務体制を整える必要があったため。

3 指定の期間を変更する施設

横浜市社会教育コーナー

（1）設置根拠

横浜市教育文化センター条例

（2）設置目的

地域における学習活動や公共的課題解決に向けた取り組みができる人材育成のための学習機会提供事業や市民自らが自主的に学ぶ場の提供などを行います。さらに効率的・効果的に生涯学習を推進するために、横浜市の生涯学習・社会教育事業関係職員への研修など、市職員の人材育成にも取り組みます。

これにより、市民に多様な学習機会を提供し、そして、学んだ成果を地域や社会で生かし、豊かな地域づくりを目指すことを目的に設置しています。

（3）所在地

磯子区磯子3-6-1-1

(4) 施設概要

研修室、アートルーム、トレーニングルーム、スポーツ広場、交流スペース等

(5) 施設面積

1,732.182㎡（うち屋内面積：789.182㎡）

(6) 開設

昭和57年5月

※浜小学校東分校跡を再整備

(7) 指定管理

平成18年度から実施

※現在第3期指定管理期間中

(8) 現指定管理者

特定非営利活動法人 横浜市民アクト

4 指定の期間の変更に係る現指定管理者への確認等の実施

(1) 指定管理者から指定の期間の変更に係る同意書及び下記書類の提出

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 本同意書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

エ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等（任意団体においては、これらに類する書類）

(2) 施設所管課による管理運営状況の確認

ア 現指定期間中における管理運営状況の確認

イ 財務状況の確認

5 今後のスケジュール（予定）

(1) 令和2年第3回市会定例会 議案議決

指定の期間の変更（延長）に関する指定通知・公告（市報）・協定の締結

(2) 令和3年4月 現指定管理者による変更後（延長）の指定期間の開始

(3) 令和3年度中 次期指定管理者の選定の実施

(4) 令和3年12月 次期指定管理者についての指定に関する議案の提出
（令和3年第4回市会定例会）

(5) 令和4年4月 次期指定管理者による指定期間の開始